

爆発物等検知システム実証実験募集要項

1. 背景・目的

欧米諸国等において発生している最近のテロでは、公共交通機関等のいわゆるソフトターゲットが標的となる傾向にあることを踏まえ、政府においては、効果的な装備資機材の導入等により、警戒を強化することをテロ対策の一つに掲げ、強力に推進しています。

航空局は、「テロに強い空港」を目指し、空港におけるソフトターゲットに対するテロの未然防止に向け、爆発物等検知システム^(※1)の実効性を確認するため、営業中の空港ターミナルビル一般区域において実証実験を実施します。実証実験によりその導入効果を検証及び評価することで空港ターミナルビル一般区域への爆発物等検知システムの導入促進を図ります。

(※1) 「爆発物等検知システム」とは、爆発物、銃火器、有毒ガスなどを検知するシステムとする。

2. 概要

実証実験は、爆発物等検知システムを実証実験参加事業者(以下、「参加者」という。)により航空局(以下、「主催者」という。)が指定する空港ターミナルビルの一般区域で短期間実施して頂きます。その後、参加者により爆発物等検知システムの導入効果を検証して頂き、主催者が、その結果について学識経験者を含めた会議により評価を行うものです。

については、爆発物等検知システム実証実験の参加者を次のとおり募集します。

3. 実証実験の条件

3. 1 要求水準

- ① 爆発物、銃火器、有毒ガスなどを自動で検知すること。
- ② 監視カメラシステム^(※2)と連携させること。

なお、監視カメラシステムは、実証実験用に簡易的に参加者で構築するものとする。

(※2) 「監視カメラシステム」とは、複数の監視カメラ映像を集中的に管理するサーバーを用いて運用するシステムとする。

3. 2 制約事項

- ① 人体へ影響がないもの。
- ② 被験者の衣服内側の人体線形や荷物の中身が映像等で確認できないもの。
- ③ 旅客の流動を大きく妨げないもの。

3. 3 現場条件

実証実験は、東京国際空港国際線旅客ターミナルビル的一般区域で実施することとしますが、実施区域は主催者との協議により決定します。また、複数箇所で実施することも可能ですが、参加者数や実験機材により、主催者で制限をかける場合があります。

4. 応募資格

応募には、以下の要件1, 2 又は3の何れかを満たす事業者であることとします。また、複数の事業者による共同での応募も可能とします。

要件1 以下の2点全てを満たす事業者。

- ① 爆発物等検知システムを開発及び設計している事業者。
- ② 日本国内において当該システムの保守メンテナンス体制を有している又は保守メンテナンス体制の構築を計画している事業者。

要件2 以下の2点全てを満たす事業者。

- ① 爆発物等検知システムを販売している事業者であって、当該システムの技術的な問い合わせに対応可能な事業者。
- ② 日本国内において当該システムの保守メンテナンス体制を有している又は保守メンテナンス体制の構築を計画している事業者。

要件3 以下の2点全てを満たす事業者。

- ① 日本国内の空港において警備業務を行っている事業者であって、当該システムの技術的な問い合わせに対応可能な事業者。
- ② 日本国内において当該システムの保守メンテナンス体制を有している又は保守メンテナンス体制の構築を計画している事業者。

5. 応募方法

5. 1 応募資格確認

(1) 受付期限

平成 30 年 7 月 13 日 17:00 必着

(2) 提出書類

以下書類を持参、郵送（書留郵便に限る。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。）願います。

なお、提出書類の返却はいたしません。

①応募資格確認書

②秘密保持承諾書（A4 版に両面印刷のうえ、代表者様の記名及び押印をお願いします。）

(3) 応募資格確認結果の通知

応募資格が確認できた事業者(以下、「応募者」という。)の担当者あてに、提出書類受付の翌日より起算して 7 日以内（当該期限が土日祝祭日の場合は翌日。以下同様。）の 17:00 までに電話で応募資格確認結果の通知を行うとともに、応募要項を電子メールで送信します。

5. 2 応募受付

(1) 受付期限

平成 30 年 8 月 10 日 17:00 必着

(2) 提出書類

応募要項に示す応募書類を持参、郵送（書留郵便に限る。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。）願います。

なお、提出書類の返却はいたしません。

5. 3 質問受付

応募資格確認以後、応募者からの質問を以下のとおり受け付けます。回答は質問受付の翌日より起算して 4 日以内に電子メールで担当者までお知らせします。

なお、質問に対する回答を全ての応募者に周知する必要が認められた場合はメールにより応募者全てにお知らせします。

(1) 受付期限

平成 30 年 8 月 3 日 17:00 必着

(2) 提出書類

書面（自由様式でかまいません。）で持参、郵送（書留郵便に限る。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。）願います。

なお、提出書類の返却はいたしません。

6. 参加者の選定

(1) 選定方法

応募書類をもとに学識経験者を含めた選定会議により、参加者及び実証実験に使用する爆発物等検知システムの選定を行います。

(2) 選定基準

実証実験の条件を満たしているかを総合的に判断し選定します。

(3) 選定結果の通知

選定結果については、結果に関わらず、平成30年8月31日17:00までに電子メールで応募者に対して通知します。

なお、選定に関する質問にはお答えできませんのでご了承ください。

7. 実証実験

実証実験は、平成30年10月頃実施予定です。

参加者は、主催者と実証実験に関する協定を締結のうえ、主催者が指定する場所へ機材(爆発物等検知システム及びその他付属品)を搬送、設置、調整及び実証実験を行って頂きます。実証実験期間中に実証実験を中断する場合は、主催者の承諾を得て参加者で適切に機材の停止や移動などを行って頂きます。また、旅客の流動を少なからず妨げる機材は、安全上の対策として機材設置の期間、必ず1名以上要員を立てて頂きます。

実証実験終了後は実証実験の報告書を提出願います。また、報告書提出後、参加者により航空局で実証実験検証結果について説明(30分以内)をお願いいたします。

報告書は、平成31年1月頃に学識経験者を含めた会議で評価します。

なお、応募から報告書作成及び説明まで全て参加者の費用負担で実施して頂きます。

(1) 報告書の提出期限

実証実験終了日の翌日から起算して50日。

(2) 報告書の提出書類

様式は、別途お知らせします。書面で持参、郵送(書留郵便に限る。)又は託送(書留郵便と同等のものに限る。)願います。

なお、提出書類の返却はいたしません。

8. 公表内容

(1) 実証実験

実証実験の目的、期間、場所、概要、協力事業者(参加者)及び主催者等を国土交通省ホームページに掲載し、実験場所近辺にポスターを掲示します。また、主催者が指定する日時において、報道関係者や関係行政機関による実

証実験現場取材や現場視察を設定しますので、対応等についてご協力願います。

(2) 実証実験検証結果

参加者に報告頂いた実証実験の検証結果は、学識経験者を含めた会議で評価を行い、国土交通省ホームページで公表します。

9. 書類提出先

各書類の提出先は以下までお願いいたします。

〒100-8918

東京都千代田区霞が関 2-1-3

国土交通省航空局空港技術課技術支援係

10. その他

手続き、実証実験の報告及び説明まで全てにおいて使用する言語は日本語とします。

添付書類

- 応募資格確認書
- 秘密保持承諾書

平成 年 月 日

国土交通省航空局長あて

事業者名称

所在地

代表者氏名

印

応募資格確認書

爆発物等検知システム実証実験募集要項(平成 30 年 6 月 29 日 国土交通省航空局)で募集している爆発物等検知システム実証実験に応募するため、以下のとおり申請します。

1. 応募資格

① 要件 1 で応募する事業者。

爆発物等検知システムの開発及び設計	システム系統図または概念図を添付。
保守メンテナンス体制に関する所見 (メンテナンス拠点数や今後の計画等)	

② 要件 2 で応募する事業者。

爆発物等検知システムの販売実績	概ね_____組又は販売委託契約書等。
技術的な問い合わせ(連絡体制図等)	
保守メンテナンス体制に関する所見 (メンテナンス拠点数や今後の計画等)	

③ 要件 3 で応募する事業者。

警備業務の実績	契約工期	
	対象建築物	
技術的な問い合わせ(連絡体制図等)		
保守メンテナンス体制に関する所見 (メンテナンス拠点数や今後の計画等)		

2. 担当者

所属	
氏名	
電話	
Eメール	

国土交通省航空局長あて

秘密保持承諾書

「テロに強い空港」を目指し、空港におけるソフトターゲットに対するテロの未然防止に向け、空港ターミナルビル一般区域で実施する「爆発物等検知システム実証実験」の秘密保持に関する下記事項について承諾する。

平成 年 月 日

事業者名

代表者名

印

記

第1条 (定義)

本承諾書が対象とする秘密情報は、本実証実験実施のために提供される実験場所の施設情報及び警備情報並びに爆発物等検知システム実証実験を実施することにより取得される個人情報(※)及び自己で開発していない技術情報をいう。

(※)「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)」で定義される個人情報とする。

第2条 (秘密の保持)

秘密情報は、本実証実験の目的以外に使用及び開示しない。

第3条 (秘密保持義務)

1. 秘密情報を秘密に保持するため合理的な措置を講じる。
2. 秘密情報は、本実証実験の目的達成のために知る必要のある役員、従業員等に本承諾上の義務を遵守させることにより開示する。
3. 秘密情報を移動する場合は、暗号化等必要な処置を施す。
4. 法令に基づき公的機関から秘密情報を開示するよう要求された場合は、秘密情報を開示することができる。

第4条 (秘密情報の廃棄)

平成31年1月31日までに秘密情報は自らの責任で確実に廃棄する。

第5条 (損害賠償等)

秘密情報の目的以外での使用や漏洩等の事故が生じた場合は速やかに報告し、指示を受けるとともに、秘密情報の開示当事者が被害を被った場合、開示当事者が被った被害を賠償する。ただし、開示当事者に生じた間接損害、特別損害及び逸失利益については、責任を負わない。

第6条 (期間)

本承諾書の有効期間は、本実証実験が完了する平成31年1月31日までとする。

第7条 (解除)

本承諾書に定める条項の一に違反したときは、本実証実験への応募資格は失効する。

第8条 (協議)

本承諾書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、双方で協議の上、円滑に解決を図る。

以上